

引越しチェックリスト

制作: 復興みなさん会

にチェックをつけて引越しをスムーズにしましょう!

※チェックリストはあくまでおおまかなスケジュールと項目で作成しております。必要に応じて項目の増減をしてください。

引越し1ヶ月前までにやっておきたいこと

新居の家財配置図作成



引越し業者の選定



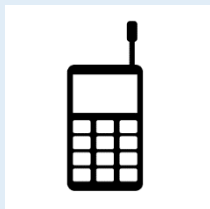
業者によって得意不得意あります
複数社の見積りを取りましょう

固定電話の住所変更



NTT(116)に引越し先と引越し日
を連絡しましょう

携帯電話の住所変更



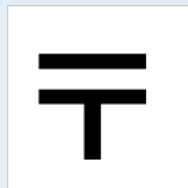
お使いの携帯会社に引越し日の
連絡をしましょう

インターネットの 契約・住所変更



お使いのプロバイダ会社に引越し
の連絡をしましょう

郵便局の住所変更届



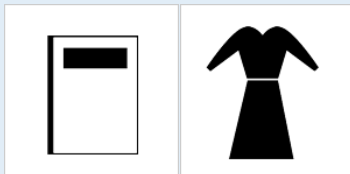
お近くの郵便局で「住所変更届」
を作成後、窓口で申請しましょう

粗大ゴミの処分



処分費用は引越し代の補助に
入りません。リサイクル・処分業者に
依頼しましょう

本・衣類の処分



新居に持っていか、処分するか
決めて早めに片付けておきましょう

引越し10日前までにやっておきたいこと

電気の住所変更



東北電力(0120-175-266)に引越し手続きの電話をします

水道の住所変更



上下水道事務所(46-5600)に引越し手続きの電話をします

NHKの住所変更



NHK放送受信案内(0120-151515)に引越し手続きの電話をします

新聞の住所変更



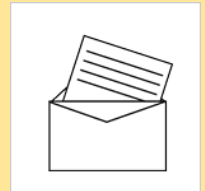
契約している新聞販売店に住所変更の電話をします

クレジットカードの住所変更



契約しているクレジットカード会社に連絡して住所変更の手続きをします

ダイレクトメールの住所変更



今届いている封書の住所変更をそれぞれ行いましょう

各種保険の住所変更



火災・地震・生命保険など契約している保険会社に住所変更の連絡をしましょう

細かい不用品の処分



ゴミ収集日を計算しながらこつこつ必要のないものは処分しましょう

冷蔵庫の中身を処理



引越し前日には空になるように冷蔵庫の中身を調整しましょう

転居先へ持っていきものの梱包作業



引越し業者によってはダンボールを購入・もらえるところもあります。時期でない衣類などから梱包していきましょう

引越し前日までにやっておきたいこと

近所・自治会長へのご挨拶



自治会長やお隣りさんなどに引越しのご挨拶をしましょう

冷蔵庫の水抜き



引越し1日前に冷蔵庫の水を抜いておきます。詳しくは冷蔵庫の説明書を確認ください

洗濯機の水抜き



引越し1日前に洗濯機の水を抜いておきます。詳しくは冷蔵庫の説明書を確認ください

手持ち物の仕分け



引越し業者に頼まず、自分でもっていく手持ち分の荷物を仕分けておきましょう

新居に燻蒸・燻煙式殺虫剤をつける

匂いや薬のつく殺虫剤は荷物が搬入される日の前に行っておきましょう

引越し当日にやっておきたいこと

荷物運搬の確認



引越し業者に運んでもらいたい荷物が全て運ばれているか確認します

残った荷物の処分



新居に持っていかない荷物はしっかり処分しましょう

部屋の掃除



掃き掃除などで最後に部屋の掃除を行いましょう

新居の搬入確認



荷物が全て届いているか、荷物に割れなどが無いかをしっかりと確認します

荷解き・設営



必要な部屋ごとに荷物を置いておくと荷解きが楽になります

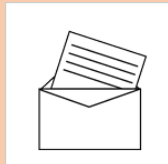
近所へのご挨拶



今後のご近所さんや自治会長にご挨拶しましょう

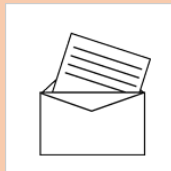
引越してから14日経つまでにやっておく必要があること

転居届の提出



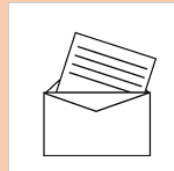
転居届と本人確認書類をもって役場窓口に提出します

国民健康保険の住所変更



印鑑・保険証をもって役場窓口に提出します

国民年金の住所変更



年金手帳と住所変更届出書をもって役場窓口に提出します

上記3提出物の役場担当課 町民税務課(46-1373)
歌津総合支所町民福祉課(36-3921)

その他 必要に応じて引越し時に必要な主な手続き

児童手当の住所変更

養育している児童の住所が変更したとき、住所変更届を提出します

担当: 町民税務課医療給付係
(46-1373)

子どもの転校届

転校前の学校、教育委員会、転校後の学校それぞれに提出・受け取る資料があるため要確認

教育委員会教育総務課(46-2604)

母子手帳の住所変更

運転免許証の住所変更

南三陸警察署か運転免許センターで住所変更を行います。引越し後の住所を証明できるものが必要です

自動車の車庫証明手続き

南三陸警察署に車庫証明申請書を取りにいき、必要書類を作成後申請が必要です
南三陸警察署(46-3131)

自家用車の住所変更

普通車・軽自動車によっても住所変更手続きの方法が異なります。

パスポートの住所変更

住所のみの変更の場合は、パスポートの所持人記入欄(最終ページ)にご自身で住所を記入するのみです

銀行口座の住所変更

口座を持っている銀行で住所変更の手続きを行います。新しい住所が証明できる書類や銀行印が必要です

ペット登録住所変更手続き

旧住所地の市町村で交付された犬鑑札と一緒に、「犬の登録事項変更届」を提出します

現在の応急仮設住宅から 災害公営住宅へ持っていける備品リスト

日赤6点セット（日本赤十字のシールが貼ってある備品）

※既に日本赤十字社から譲渡されているものなので不要の場合は自分で処理しなければなりません。（処理費は引越し補助対象外）



テレビ



冷蔵庫



洗濯機



電気ポット

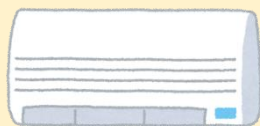


炊飯器



電子レンジ

県町から譲り受けて災害公営住宅に持っていけるもの （要申請） ※不要な場合、仮設住宅に置いていきます



エアコン

申請をすれば可能
公営住宅に設置するには
模様替届も必要です。



照明（一部不可）

トイレ・浴室・廊下の照明は公営住宅に既にあります。サイズも要確認。

物置

集合住宅の敷地内、バルコニーなどには置けません。個人所有の畑などに置くことは可能です。

ガスコンロ

申請をすれば可能

消火器

申請をすれば可能

郵便受け

申請をすれば可能

カーテン

脱衣所のカーテンはもっていきません。

暖房便座

持っていけますが、公営住宅は設置済です。

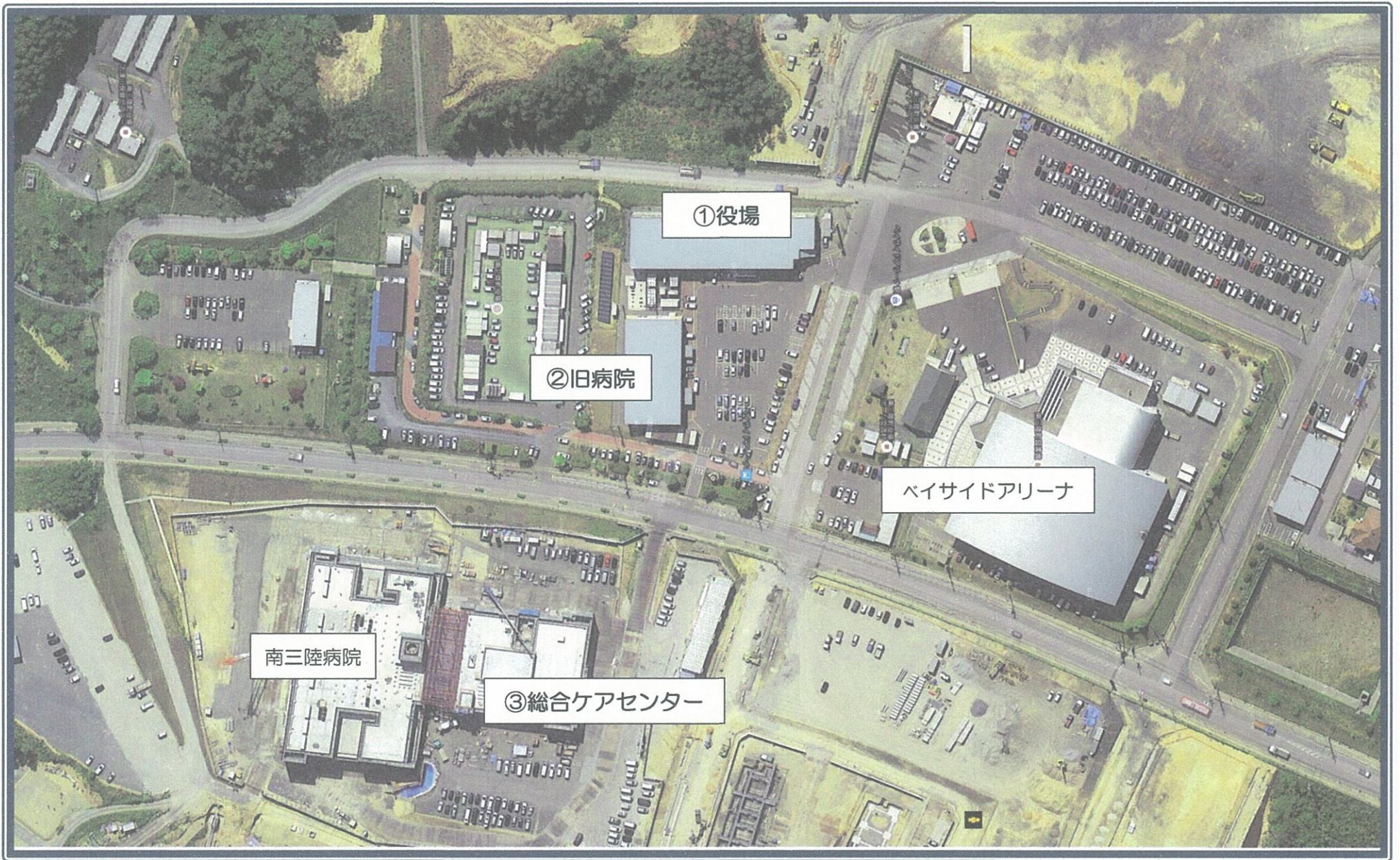
県からの備品

（畳・電気こたつ・石油ファンヒーター・元気カーペットなど）
申請をすれば可能

※一部仮設住宅によってはガスコンロ以外を他の仮設から移設の場合もあります

○各種提出書類 担当箇所図

「災害公営住宅入居手続き関係書類」の提出先については、下記をご参照ください。



区分	担当課 (係)	内容	添付書類
① 役場	建設課 (建設総務係) [TEL:46-1377]	入居本申込み	町営住宅入居申込書 り災証明書の写し 入居予定者全員の住民票の写し 入居予定者全員の所得証明書 滞納がないことの証明書(入居予定課税者全員分) 承諾書 (勤務先証明書(就労している方全員分)) (婚姻予約確認書) (身体障害者手帳の写し) (戸籍謄本(母子、父子家庭の方、単身で入居される方)) (駐車場申込書(車検証の写し))
		入居請書	請書 連帯保証人の住民票 連帯保証人の所得証明書 連帯保証人の印鑑証明書 *連帯保証人 ・原則、町内に居住している方 ・独立の生計を営んでいる方 ・入居予定者と同等以上の収入のある方 ・公営住宅入居者は不可 ※連帯保証人の印は、印鑑登録をしているもの
	危機管理課 (危機管理係) [TEL:46-1376]	防災無線個別受信機	南三陸町防災行政無線個別受信機貸与等申出書 ※入居予定日が決まり次第提出
② 旧病院	復興事業推進課 (住宅再建支援係) [TEL:46-1379]	引越しの補助申請	補助金交付申請書 ※引越しをする前に申請書を提出(見積書・り災証明書を添付)
③ 総合ケアセンター	保健福祉課 (被災者支援係) [TEL:29-6451]	仮設住宅退去手続き	応急仮設住宅返還届
		仮設住宅備品の譲渡	備品譲渡申請書
住宅供給公社 (入居後) [TEL:0225-21-5657]		入居届出書	入居届出書 チェック表 収支報告書
		模様替え届出書	模様替え届出書(エアコン等を設置する場合に事前に提出)